

各  
〔都道府県知事〕  
〔政令市市長〕  
〔特別区区長〕  
殿

厚生労働省医薬・生活衛生局  
生活衛生・食品安全部長  
(公印省略)

### 旅館業法施行規則の一部を改正する省令の施行について

本日公布された旅館業法施行規則の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第68号。以下「改正規則」という。）により、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「規則」という。）が改正され、平成28年4月1日から施行されることとなったところである。その改正の趣旨、内容、留意事項等は下記のとおりである。

については、これらの内容について十分御了知の上、貴管下営業者に対する周知徹底、指導等について、遺漏なきよう適切な対応を願いたい。

### 記

#### 第1 改正の趣旨

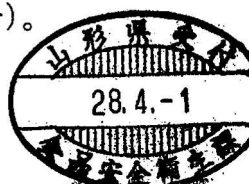
現在、農林漁業者が農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業を営む施設は、旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）第1条第3項第1号に定める簡易宿所営業の客室延床面積の基準を適用しないこととしている。

「規制改革実施計画」（平成27年6月30日閣議決定）及び「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年12月22日閣議決定）において、体験学習の更なる推進の観点から、農林漁業体験民宿の受け入れ先を増やすため、農林漁業者以外でも自宅の一部を活用して宿泊サービスを提供する場合には、簡易宿所営業の客室延床面積の基準を適用除外とするよう検討し、必要な措置を行うこととされた。

これを受け、農林漁業者以外の者がその居宅において農林漁業体験民宿業を営む場合についても、当該基準を適用しないこととするものである。

#### 第2 改正の内容

これまで、農林漁業者が農林漁業体験民宿業を営む場合については、簡易宿所営業の客室延床面積基準を適用しないこととされていたが、農林漁業体験民宿業に係る施設であって、農林漁業者又は農林漁業者以外の者（個人に限る。）がその居宅において営む場合についても簡易宿所の客室延床面積基準を適用しないこととしたこと（改正規則による改正後の規則第5条第1項第4号）。



### 第3 運用上の留意事項等について

- 1 農林漁業者が農林漁業体験民宿業を営む場合については、「農林漁業者が農林漁業体験民宿業を営む施設について」（平成26年3月31日付け健衛発0331第3号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）にて、法人経営を行う家族経営体（いわゆる一戸一法人）である農林漁業者が営むときも、規則第5条第1項第4号を適用するものである旨を示しているところであるが、農林漁業者以外の者が農林漁業体験民宿業を営む場合については、個人が営む施設に限り、改正規則による改正後の規則第5条第1項第4号を適用するものであること。
- 2 これまで農林漁業体験民宿業については、農林漁業体験民宿業を営む者の居宅において行うこととして運用してきたが、今般、その旨を条文上明確化したものであること。

○厚生労働省令第六十八号

旅館業法施行令(昭和三十三年政令第五百二十二号)第二条の規定に基づき、旅館業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

旅館業法施行規則の一部を改正する省令

旅館業法施行規則(昭和三十三年厚生省令第二十八号)の一部を次のように改正する。  
第五条第一項第四号中「農林漁業者が」を削り、「を営む施設」を「に係る施設であつて、農林漁業者又は農林漁業者以外の者(個人に限る。)がその居宅において営むもの」に改める。

附 則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

旅館業法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文

○ 旅館業法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十八号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第五条 旅館業法施行令（昭和三十二年政令第五百二十二号。以下「令」という。）第二条に規定する施設は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）第二条第五項に規定する農林漁業体験民宿業に係る施設であつて、農林漁業者又は農林漁業者以外の者（個人に限る。）がその居室において営むもの</p> <p>五 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>第五条 旅館業法施行令（昭和三十二年政令第五百二十二号。以下「令」という。）第二条に規定する施設は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 農林漁業者が農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）第二条第五項に規定する農林漁業体験民宿業を営む施設</p> <p>五 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>